

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年8月29日(金) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番 山下 栄	2番 森 信幸	3番 長友 順子
4番 井尻 恵雄	5番 戸高 一志	6番 橋口 裕二
7番 佐光 真美	8番 河野 博子	9番 杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番 江藤 宗武	11番 佐藤 伸義	12番 永友 昭
13番 河野 伊栄雄		15番 樽見 一寛
16番 黒木 正行	17番 有澤 章	18番 阿部 洋子

4 欠席委員

14番 林田 泰代

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第34号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第35号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第6	議案第36号	農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第7	議案第37号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第8	その他(行事予定)	

6 会議録署名委員 4番 井尻 恵雄 5番 戸高 一志

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、8月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、8月の諸報告をさせていただきます。 6日、農業者年金加入推進特別研修会がJAアズムホールで開催され、会長他8名が出席されました。 8日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 18日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会、第4小委員会を開催しました。 20日、農の事業承継推進大会がJAアズムホールで開催され、会長が出席されました。 本日、8月定例総会であります。 総会終了後、認定農業者認定審査会が行われますので、会長と職務代理者の出席をお願いします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	16番	議長、16番。 8月8日、午前9時より役場第3会議室で9番委員と農家相談を行いました。相談件数は、0件でした。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 4番 井尻 恵雄(いじり やすお)委員 5番 戸高 一志(とだか かずし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第34号 3条許可	議長	【日程第4】議案第34号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第34号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、垂門の派出所があったところから井手ノ上に向かっていただいて、右手に墓が見えるのですが、その奥の方になります。贈与となっているのですが、受手と渡手の関係は、親戚とかいうわけではなく、渡手が下垂門出身であるということだけです。後で出てくる案件で隣接する農地の売買があるのですが、本案件農地と一緒に管理してくださっている方がもう高齢で管理できないということで手放すことになったので、この土地も一緒に手放すことにしたようです。受手は下垂門の方で、農業を頑張っている方なので、これからも頑張ってもらいたいとエールを込めて贈与となっています。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願い申し上げます。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第35号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第35号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第35号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	9番	議長、9番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 8月19日午前9時から第3会議室におきまして、事務局の説明を受けた後、現地を確認に行きました。コメリのすぐ北側になります。委員会としましては、許可相当と判断しました。担当委員の説明を受けて御審議よろしくお願い致します。
	議長 議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。受手は、運送業を営んでおります。値段が宅地並みの価格でちょっと高いとは思いますが、そこについては、受手と渡手間で協議をしているとのことです。</p> <p>申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地という理由から、第3種農地と判断されるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
	<p>議長 議長 議長 議長</p>	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第36号 促進(中間)	議長	【日程第6】 議案第36号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第36号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号から2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号から2号 補足説明	8番	議長、8番。 1号から2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、先ほどの贈与の案件の場所の隣です。値段を計算すると反当41万弱になるのですが、先ほどのような方と同じで、地域で頑張っている後継者の方にこれからも頑張ってもらいたいとのエールを込めて少しでも安く売ったそうです。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号から2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
議案第37号 促進(中間)	議長	【日程第7】議案第37号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第37号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、58件でございます。 内訳は、更新が1号から20号までの20件、新規が21号から58号までの38件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	1号から20号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
1号から20号	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から20号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、21号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	21号、22号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
21号、22号 補足説明	10番	<p>議長、10番。 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。新規案件になっていますが、元々、借手の父親が契約していたものを息子が引き継ぐというものになります。9月からブロッコリーを植えるとのことできれいに管理しておりました。場所は、菅原の黒木板金の南側になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>21号、22号 については、承認することといたします。</p>
23号、24号 補足説明	7番	<p>議長、7番。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先ほどの案件と同じで息子さんが引き継ぐものです。さくらの里の下の方の土地になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	7番	議長、7番 。 25号、26号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これも先ほどの案件と同じです。場所は、先ほどの土地の隣になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	6番	議長、6番 。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。一部農地につきましては、18番委員に現地確認をお願いしておりますが、この農地は、以前から賃貸借をされており、今回から中間管理機構による貸借を行うということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長	29号、30号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	2番	議長、2番 。 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、通山小学校から通浜に向かって坂を降りる前の南側に谷がありますが、その反対側の奥になります。これも28、29号の件と同じで今まで賃貸借していたものを中間管理事業を通しての契約ということでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
31号、32号 補足説明	6番	議長、6番 。 31号、32号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。この農地は、以前から借手が賃貸借をしており、今回から中間管理機構を通じての貸借をするということです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>31号、32号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>33号、34号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
33号、34号 補足説明	11番	<p>議長、11番。 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、産業道路を都農に行く と六車運輸がありますが、そこの50m位手前のところにあります。現地は、今現在、雑草が生えていて、管理されていない ようであったのですが、ジャガイモを植える予定とのことでした。借手と貸手は苗字が違いますけど、実の兄弟です。農 地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号 及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しまし たが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願 いいたします。</p>
	議長	<p>33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。
	議長	35号、36号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
35号、36号 補足説明	6番	議長、6番。 35号、36号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この農地も、以前から賃貸借をしており、今回から中間管理機構を通じての貸借をすることです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	35号、36号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	35号、36号 については、承認することといたします。
	議長	37号、38号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
37号、38号 補足説明	16番	議長、16番。 37号、38号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、田の方は都の泉の東側、畑は、黒坂の信号機から産業道路に当たったところの目の前になります。ジャガイモを植えるということで聞いております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	37号、38号 について、担当委員の補足説明が終わりまし

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		た。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	37号、38号 については、承認することといたします。
	議長	39号、40号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
39号、40号 補足説明	5番	議長、 5番 。 39号、40号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、把言田の久家電気の事務所があります。そこから東の方へ200mくらい行ったところです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	39号、40号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	39号、40号 については、承認することといたします。
	議長	41号、42号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
41号、42号 補足説明	6番	議長、 6番 。 41号、42号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。先ほどの27、28号の案件の追加になるものです。ここも以前から耕作されており、今回から中間管理機構を通しての貸借になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>41号、42号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>41号、42号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>43号、44号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
43号、44号 補足説明	13番	<p>議長、13番。 43号、44号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、上竹浜の神社の西側になります。現状は、笹竹とか雑木が生えており、すごいことになっているのですが、借手が草地畜産基盤整備事業という事業を使ってきれいに整備した後で作物を作るということで金額も少し安くなっております。うまくいけば、9月から整備事業を始めるということでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>43号、44号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	43号、44号 については、承認することといたします。
	議長	45号、46号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
45号、46号 補足説明	13番	議長、13番。 45号、46号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これも先ほどの43、44号と同じ場所になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	45号、46号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	45号、46号 については、承認することといたします。
	議長	47号、48号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
47号、48号 補足説明	15番	議長、15番。 47号、48号 について補足説明いたします。 この案件は14番委員の案件になりますが、欠席ですので代わりに説明します。内容は記載のとおりです。貸手と借手は親子で、経営移譲するために中間管理事業で使用貸借をするとのこと。4筆は1番委員に調査いただいたようです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	47号、48号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	47号、48号 については、承認することといたします。
	議長	49号、50号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
49号、50号 補足説明	6番	議長、6番 。 49号、50号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。これも以前から貸借をされてきました。貸手の自宅の前になります。ハウスを利用することで貸借対価も高めに設定されています。今回から中間管理機構を通して貸借をするということでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	49号、50号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	49号、50号 については、承認することといたします。
	議長	51号、52号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
51号、52号 補足説明	8番	議長、8番 。 51号、52号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。鈴南の里の手前の右手の方の土地になります。以前から貸借がありましたが、今回から中間管理機構を通しての貸借になります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>51号、52号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>51号、52号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>53号、54号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
53号、54号 補足説明	15番	<p>議長、15番。 53号、54号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。現在、芋が栽培されており、もうすぐ収穫のようでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いたします。</p>
	議長	<p>53号、54号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>53号、54号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	55号、56号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
	議長	ここで、6番委員の退室を求めます。 ＜ 6番委員退室 ＞
55号、56号 補足説明	18番	議長、18番。 55号、56号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。対価が5,000円と安くなっておりませんが、この農地は、以前、お茶畑として使われていて、今、伐根して埋め戻しをしているため、今後、石が出る可能性があるため、その経過を見るための設定となっております。また、水代、水路作業にも出るということでこの金額になっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	55号、56号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	55号、56号 については、承認することといたします。
	議長	ここで、6番委員の入室を許可します。 ＜ 6番委員入室 ＞
	議長	57号、58号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
57号、58号 補足説明	7番	議長、7番。 57号、58号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は記載のとおりです。場所は、さくらの里そばの坂道をあがりきった所の交差点の右側になります。以前から芋を作られていたようですが、今回から中間管理機構を通しての契約にするそうです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>57号、58号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>57号、58号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会8月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第8】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 農地条件不良のためが1件、耕作者が見つからないが1件の計2件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「9月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「9月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜先月総会にて保留としていた案件について、申請の取り下げ申出があった旨の報告。今後は、荒れた農地を元に戻して所有者へ返還する。＞
	議長	他に何かありませんか。＜この後、第2農政委員会が開催されますので、担当委員は残っていただきたい。＞
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年8月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。